

## 大学自治論の相克に関する一考察

—末川博の高等教育論を事例として—

船勢 肇†

### はじめに

日本における高等教育史研究は、かつての国家への大学による抵抗の構図に変わって、量的拡大の数量分析や教育行政に焦点を絞った研究が中心になりつつある。ただ、これらの研究によって、量的拡大の潮流や大学自治論並びに「学問の自由」などをより原理的に考察することが深められたかどうかについて疑問が呈せられている<sup>(1)</sup>。本稿において、これまで先行研究が提供してきた論点中、注目するのは以下の2点である。

まず、竹内洋氏の研究である<sup>(2)</sup>。それは、大学批判の論調が1930年代から全共闘を経て、現在の大学改革まで通底したとの視座を提供している。この観点に期待できると考えるのは、大学批判のみならず大学擁護の論調（本稿ではさしあたりあえて単純化して、仮に大学擁護と大学批判の二分論を用いる）を視野に入れる場合である。すなわち、大学批判もまた大学擁護と同時代に存在しており、その大学擁護とは、単なる大学擁護それ自体ではなく、大学批判への反批判として展開されたとも考えられ、さらに相互の往復が幾たびもなされてきたはずである。そして、その大学擁護と大学批判の複雑であろう関係を成立せしめた条件への関心も喚起させられる。これは、現代の大学問題を考察するための歴史的視座を提供する

上でも重要であろう。しかし、竹内氏の分析の中心はあくまで1930年代の大学批判であり、大学擁護への関心が希薄である。さらに、その大学批判が現代まで連続していたという過程について詳細が不明といえる。

次に取り上げるのは、1950年代にみられる大学自治論の相克についてである。そもそも大学自治論とは、大学の独立の必要性和共に大学の権威性や閉鎖性が指摘されてきた議論であり、大学擁護と大学批判が展開される場である。これまで、その大学自治論に1950年代にある相克が生まれていたことが注目されている。それは、教授会自治を中心とする大学自治論と学生を含めた大学自治論の対立である。こうした大学自治論の相克が生じていたことは、はやくは寺崎昌男氏ら<sup>(3)</sup>によって、近年では学生を対象にしてより詳細に実証分析をほどこした田中智子氏や河西秀哉氏らによってあきらかにされつつある<sup>(4)</sup>。しかし、この相克がそもそもなぜ生まれたのかはいまだ不明となっている。つまり、竹内氏においては現在までの過程について詳細がわからず飛躍が感じられるのとは逆に、大学自治論の相克についてはその詳細な研究成果をどう位置づけるのかという点が未完になっていると思われる。

大学擁護と大学批判の関係性とその条件を十全

†大阪府立大学大学院

にあきらかにすることは、本稿にとってあまりに過大な問題といわざるをえないが、これを念頭に置きつつ、筆者がすでに論じた滝川幸辰<sup>(5)</sup>との比較の観点から末川博の高等教育論を論述する。なお、末川博については多数記されている<sup>(6)</sup>が、追想文の類が大多数であり、特に滝川と比較し、高等教育論の思想史上に位置づける試みとしては未完といえよう。

滝川と末川は、滝川事件で共に大学自治を主張し、抵抗の中心部にいた。しかし、戦後には京都大学法学部長を経て総長となった滝川は学生等との間で再三軋轢を起こした<sup>(7)</sup>。その一方で、末川は立命館大学の学生等に非常に強く請われて総長となっている<sup>(8)</sup>。また、周知のように末川は「諸民主主義運動」において大きな求心力を持っていた<sup>(9)</sup>。よって、戦後の大学自治論の論理構造を分析する上で、末川を対象とすることは有効といえよう。この二人は、第一章で述べるように、特に1953年の荒神橋事件<sup>(10)</sup>に際しては、学生に厳格な立場をとる滝川と、学生を擁護する末川との間で直接議論が交わされ、その懸隔があらわになっている。

両者は戦後においても学内行政などで変動を経験したが、時々の局面における場当たりの発言として収斂できない、その懸隔をより根底的に規定する差異が存在したことが、高等教育論や法学をみることからあきらかになる。本稿は、この二人のコントラストを手がかりとしながら、大学の独立の必要性と共に権威性や閉鎖性が指摘される大学自治論の相克を歴史的文脈に置くことを念頭におくものである。

## 第1章 荒神橋事件後の議論

### 第1節 事件の経過

荒神橋事件についてはすでに多くの言及がある。まず、この事件の経緯を簡単に述べておく。1953年10月に、京都府学連が集会を京大で開催

しようとして申請したが、大学側が学内規定（学外者を含む集会は認められない）を理由に使用を再三拒否した。そして、11月8日から全国学園復興会議が同志社大などで開催され、この間も京大時計台前では教室使用拒否に対する抗議集会が再三開かれていた。11月11日、京大時計台前で集会を開いていた学生が、わだつみ像の歓迎大会に合流するため、当時広小路にあった立命館大学に移動を始めた。これを、警察は無届けデモと見なし、阻止しようとし、鴨川に掛かる荒神橋の上で学生と揉み合いになる。木製の欄干が折れ、転落した学生10名が重軽傷を負った。学生は京都市警本部前に抗議デモをかけ、投石などをおこない、これを警察は発煙筒などで解散させた。この後、12月11日に京大法学部長であった滝川が総長に就任している。

### 第2節 「教育者の自覚」

そして、1954年1月から、立命館大学学長の末川と京大総長の滝川との間で、この事件について議論がなされた。まず、末川の批判からはじまる。末川は「大学における対学生との関係は、すべて教育的の見地から処理されねばならない」とし、「学生の本分を振りかざして学生をせめる前に、大学自らが大学の本分を省みることが大切ではあるまいか」と、大学が教育機関であることを重視することから、杓子定規に規則を持ち出した京大の対応を強く批判したのである<sup>(11)</sup>。そして、「教育の中立性」を求めることについては「よほど注意しないと、それ自体が最も悪い政治的なものになってしまうのである」とした。また、とくに国立大学は「国民の利益のために広く開放されるのが当然」とし、「大学というものが何か国民の上に君臨する存在でもあるかのように考える者があるとすれば、時代錯誤も甚だしい。そんな考え方を打破することこそ、大学の使命ではあるまいか」と、大学の「政治的中立性」と権威性を批判した<sup>(12)</sup>。

また、「法というのは、一片の紙上に書かれたものではなくて、人を生かし世を益するための生き方法を意味すると解しているから、京大の学内集会規定や京都市の公安条例のごときについても、これをタテにして人を傷つけ世を害するような方向に適用することに対しては断呼反対せざるを得ない」とし、「法を守らしめようとするならば、法を破らざるを得ないようにしむけてはならない」と主張した<sup>(13)</sup>。

これに対し滝川は、京都市の公安条例によって集会やデモ行進は許可制になっており、「他の大学の集会が公安委員会の許可なしに行われているのであれば、公安条例の違反である」という。さらに、公安条例を「悪法」としながらも、「法である限りはこれを遵守するのが民主主義の建前である。悪法であるから無視してもよいというのは、社会の秩序はなくなってしまう」とした<sup>(14)</sup>。そして、学生が「座り込みをすとか、閉されている門を乗り越えて構内になだれ込むというに至っては知性人のとるべき態度ではない」とし、「自由は尊い」が、「自由と秩序とのバランスが欠けているのが今日の日本である」と述べた<sup>(15)</sup>。学生批判から、世相批判を展開させたのである。

これに、末川は1頁の短文であるが、「簡単に釈明」している。末川は、立命館大学でも「公安委員会の許可を得ているかどうかを調査し、もし得ていなければそれを得て来るようにと指導している」とした。末川は、こうした「許可をとって来いという位の簡単な親切な態度を、なぜとらないのか、それがおかしいと思うのである」とし、学生に対しては「子弟としてこれを愛する気持ちで接することが、教育者の態度であると考え、それを余りに事務的に処理するのは、おかしいというのである」と、あらためて滝川の「教育者の自覚」の欠如を指摘した<sup>(16)</sup>。これに対し、滝川は応答せず、直接の議論は収束している。

なお、末川はこの後も間接的に滝川批判を続け

ている。京大生が企画したフォーク・ダンスに対して、滝川が大学にふさわしくないと反対していた<sup>(17)</sup>頃、末川は「若い人たちが楽しむこのような平和な世界も、戦争が起れば、一瞬に消え去ってしまう。大衆が、平和に楽しむダンスと合唱とスポーツを、大衆のものとして、いよいよ盛んにしなければならない。そしてそのためには、平和をまもりぬくことが絶対に必要なのである」と述べている<sup>(18)</sup>。これは、「平和」の有難味を感じることができる「大衆のものとして」ダンス等を歓迎したものといえる。さらに、滝川が学生から暴行を受けたか否かで問題化していた<sup>(19)</sup>頃、末川は次のように講演している。

お上のなさることにまちがいはない。この考え方が、日本人には抜け切らない。権威主義というのがそれなんです。ドレイ的なものがまだまだあるんです。大学総長が殴られた。けしからんという。そう簡単に言うちゃいさんのです（笑・拍手）。わたしも殴られたことがあるのです（笑）。殴られても言いませんわ。恥ずかしい（笑・拍手）<sup>(20)</sup>。

すなわち、ダンスの問題にしても、暴行の有無にしても、末川は大学の権威を批判的に評価していたことがわかる。また、「殴られても言わない恥」とは、その教育が十全に為されていない事態をさらすという意味での「恥」であり、末川の「教育者としての自覚」からもたらされるものであったといえる。滝川は戦後の学生運動の暴力性を度々批判していた<sup>(21)</sup>。これに対して、末川はそうした滝川に対して、「教育者の自覚が欠如している」と批判していた。

ここから、教育機関としての役割を重視し、規則を杓子定規に適用することを批判し、大学に求められた「政治的中立性」を懐疑し、大学の権威性を批判していた等の諸点を挙げるができる。こうした滝川とは対照的な末川の「教育者の自覚」、ひいては高等教育論とは如何様に整理で

きるのであろうか。

## 第2章 末川博の高等教育論

### 第1節 「大学の顛落」論争と大学自治論

末川の教育者としての態度を説明するには、荒神橋の事例のみに頼るには狭すぎよう。ここでは、1950年代までの末川における高等教育論を整理して示したい。

戦前の高等教育論についてみる。まず、末川は「学術の蘊奥を攻究し真理を探究する。それが大学の本質的な使命」<sup>(22)</sup>と考える。そして、「理論的・批判的・科学的な真理性の絶対権威」からうまれる「最高の指導性」を大学が守るべきとする。すなわち、大学に与えられる「自由」とは、「国家社会の付託に酬いる」ために必要なのだ、と論証していた<sup>(23)</sup>。そして、戦前の末川の高等教育論から三つの特質を看取できる。

一つは、大学への制限である。例えば、「むろん、大学も社会の一環であり、大学といふ制度的な存在も国家によって与へられてゐるのだから、そこに全体の立場からする制約があることはいふまでもない」と述べていた<sup>(24)</sup>。また、「学生の本分」を堅持することを主張している<sup>(25)</sup>。実践活動への関与には批判的であったとみられる。

第二には、排他性である。まず、末川は大学が「就職の為」に「手段化」することを危惧し<sup>(26)</sup>、「分散的に少額づつの経費をもって名ばかりの調査や研究をしてゐる設備を沢山作るよりも、寧ろ集中的にまとまった経費をもって調査研究の実を挙げ得る少数の設備を完全ならしめる方が適當ではないかと思はれる場合も少なくない」<sup>(27)</sup>と述べ、研究機関としての大学は少数者に限定せしめることを主張していた。そして、「研究の自由」は、「個人主義と同列の自由主義」、「経済自由主義」とは異なるものとして、これを守ろうとしている<sup>(28)</sup>。

第三に、教育する側とされる側とのヒエラルキ

ーを内包しつつも、以下に示すように教育を重視する点である。末川は国民に政治への関心と批判能力を求めた。この意味で批判力を喚起する側とされる側との主客関係は少なくとも措定されていたといえる。しかし、末川の高等教育論の特徴として最も大きいのは教育の視点である。例えば、末川は、女性について「知性のかゞやかしいものと道徳的な情操の豊かなものとを兼ね備へてゐる女性」を主張した<sup>(29)</sup>。

では、そもそもなぜ末川は教育に執着するにいたつたのだろうか。まず、「専門的な知識」が「時代の変遷に伴って過剰となり不必要」となる「高等遊民の増加」<sup>(30)</sup>を問題視している。そして、次のように言及している。

大学の顛落といふことが叫ばれ出してからかなり久しい。大学の指導性の喪失が問題とせられてゐることもしばしばである。大学の学生が正直なところ大学教育について別段熱意も持たず関心も有してゐないといふ声を聞かぬでもない。〈中略〉大学の内に生きてゐる者としても大いに反省すべき点を教示されてゐることを率直に認めねばならぬ（傍線は筆者）。

これに続けて、明治時代の大学は「社会適応性」から「優越性を獲得した」が、「大正時代を通じまた今日に及ぶまで、或程度では惰性となって続いてゐる」と、大学の「社会適応性」を問題視する<sup>(31)</sup>。あるいは、「学問自体ないし学問をすといふことそのことに内在する矛盾、特に真理の探究とか学理の応用とかいふことと職業の獲得といふこととの間に横たはる溝渠」<sup>(32)</sup>を問題視している。ここでいう「大学の顛落」とは、有名な森戸辰男のもの<sup>(33)</sup>であるが、およそ1920年代末から1940年代初頭にかけて盛んになされた一連の大学批判論の論調<sup>(34)</sup>が、末川に影響を及ぼしていたのである。

末川は、就職難の状況にあつて学問に対する無

気力を指摘された学生に対して、「自己を肯定して生きる道を見つ」けることを促し、「生産に関与することなくして消費経済のみに生きるという意味において残された特権層たる学生群が、肯定者としての自覚と反省とを失うならば、それこそ顛落以上のことである」としていた<sup>(35)</sup>。「自己を肯定」する、つまり学生を「社会」内の存在として意義づける必要を末川は痛感していた。

では、この問題に末川はどのように向き合ったのだろうか。末川は、「民衆の知的水準を高め、諸般の社会事象に対する認識力と批判力とを全体的に増すことは、現下の社会情勢に照らして最も肝要である」<sup>(36)</sup>と述べていた。そして、「大学の供給するものと実社会の需要するものとの間における甚しい齟齬」を指摘し、「目的とする就職の機会が与へられねば結局何のための真理の探究だか訳がわからぬやうに感ぜられるかも知れない」と述べ、次のように続ける。

事物の正しい見方をする人や批判的な精神に富んだ人たちが多ければ多いほど、その社会は向上し進歩する。即ち学問的な研究や学問的な考へ方をするのは極く少数の限られた人たちに委ねておけばよいといふ道理はない。従ってまた大学で教育して世に送り出す人間は何も一生涯学問の研究に従ふ者ばかりに限らねばならぬといふ風に考へる必要もない（傍線は筆者）<sup>(37)</sup>。

また、「特に強調したいのは、何人でもその才能に応じて学問をなし研究の志を伸べ得る様に、大学に至るまでのあらゆる教育機関を解放して教育上の機会均等を徹底さしてもらひたいといふことである」と主張した<sup>(38)</sup>。つまり、「教育機関を解放して」、大学を教育の機関とするところに大学と「社会」との接点を見出そうとしたのである。

しかし、先に述べたように、末川は研究機関の排他性を認めていた。この研究の排他性と教育機会の均等を両立させる為、大学内に「研究科」を

別に設置し、そこで「真に研究の為の少数者」による特殊性を残そうと主張している<sup>(39)</sup>。

以上のように、森戸辰男や大森義太郎などによる大学批判に末川も接していたとみなくてはなるまい。そして、その打開策として見出されたのが、研究の特殊性の緩和であり、教育の強調であった。それが大学と「社会」を結ぶ手段とされた。末川は、研究活動に専心して「国家」や「社会」に資するという大学観に拘泥するよりも、広く「開放」して教育の役割をより積極的に担うことで「国家」や「社会」に資するという主張を盛り込んだ方が、大学の必要性を論証する上で有効と考えた。

## 第2節 「訓練としての学生自治」

こうした末川は、大学自治論の相克が顕在化してくる1950年代においてどのような高等教育論を展開したのであろうか。末川は、戦前にも主張していた教育の主張をより積極的に展開させていた。まず、末川は次のように学問を大学から「開放」することを主張していた。

真実を知り真実を語ることの自由という如きは、国民すべてに与えられねばならぬのであって、ただ大学というようなものだけがあるのではない。社会全般にわたってかかる自由を尊重する意識と気風とが出来なければ、本当の学問の自由も独立もありようがない。ただひとり象牙の塔にこもってそこで独善的に自由や自治を主張するようなことは、考えられもしないし、許されもしない。大学は、社会の一環である。国家の一部である。〈中略〉大学の自由自治というようなことを、大学だけの問題に限定しないで、ひろく一般国民大衆の問題として考えていただきたい<sup>(40)</sup>。

そして、末川は「日本国憲法や教育基本法の理念とする教育の機会均等の立場から〈中略〉大学に進学しようと希望する者のすべてを収容できるよ

うにするのが、当然といえるのではないでしょう  
か」と述べており<sup>(41)</sup>、広く国民をもその「自由」  
の受益者としたのである。さらに、末川は「文化  
人」の「理論と実践の統一」のためには、「文化  
人という自意識からみずからを解放」すること  
が必要という。そして、「国民大衆と共に考え、共  
に行き、共に行なうということだけの用意と覚悟  
がなければ、文化人としても、真の文化人たり得  
ないのではないかと考える」と述べた<sup>(42)</sup>。「国民  
大衆」へのはたらきかけをより積極的になすため  
に、大学と共に「文化人」という殻からの「解放」  
を必要としていたのである。「解放」とは特殊性  
や権威性への批判を伴う。大学を「社会」や「国  
家」内の存在であるとする点に限っては滝川とも  
共通する。しかし、それは大学教員による排他的  
な「研究の自由」ではなく、憲法23条を根拠と  
しながら、広く国民がもつ「学問の自由」で、  
「学問の自由は国民のもの」と強調した点で大き  
く隔たりをみせていた<sup>(43)</sup>。立命館大学において、  
1946年からはじまる市民向けの「立命館土曜講  
座」の開設に関わったのもこうした文脈からでた  
ものといえる<sup>(44)</sup>。

さらに、「人の子は、親の子であるうえに、社  
会の子であり、国家の子なのである」とするところ  
からも、教育の機会均等を主張した<sup>(45)</sup>。それは、  
「平和」を希求するであろう「社会の子」や「国  
民の子」に「真実を知り真実を語」らせるため  
であった<sup>(46)</sup>。また、高次の「国民の国家」という観  
点から、愛国心教育を批判したり<sup>(47)</sup>、「新しい愛  
国心」を主張した<sup>(48)</sup>。「国家」や「社会」の観点  
から教育を要したのである。

この教育のさらなる重視は、大学自治論におい  
て「訓練としての学生自治」となってあらわれる。  
滝川の大学自治論との最も大きな差異はこれであ  
る。「真の民主主義の理解のもとに政治的な訓練  
をする機会をもつには、学生大会の如き集会を自  
主的に開くのが最も望ましいと思う」と、学生自

治を「訓練」として主張している<sup>(49)</sup>。先にも述べ  
たが、「学生の本分」とは学問への専心と学生運  
動への自制を求める表現であった。これについて、  
末川は、戦前は「学校と家庭と社会とは、一応切  
り離された形」の下で、大学は「実社会から隔離  
され」「象牙の塔などといわれ」ていた。しかし、  
戦後の学生が働きながら勉強をしている点に「実  
社会と直結」していると認め、学生はそこから  
「自ら批判力と組織力を養い、自主性と企画性を  
高める方向で社会人としての人間性を完成しつつ  
ある」と、「訓練」の観点を出し、「時代感覚のず  
れたむかしの考え方から、ただ抽象的観念的に学  
生の本分などというようなことを説教してみても、  
それは見当ちがいのほかにない」と、学生運  
動や自治会活動に言及しながら述べている<sup>(50)</sup>。

そして、学生の課外活動や自治活動を「自ら考  
えて自らの責任で自ら行なう自主性を養うための  
訓練の場として〈中略〉狭い専門的な知識の摂取  
のみではなく、社会的に生きる人間としてのゆた  
かな教養高い識見、広い視野、そしてそれにもと  
づく判断力、企画力、行動力、の育成が期待され  
ているのである」とも述べている<sup>(51)</sup>。さらに、こ  
の「訓練」に批判的な教育者の権威性に対して非  
難している<sup>(52)</sup>。「学生の本分」への批判が生じ、  
民主主義の担い手を育成する「訓練としての学生自  
治」が主張されている。「訓練」としての学生の  
自治活動や課外活動を肯定するため、それに自制  
を求める学内ヒエラルキーは批判されたのであ  
る。

ただ、末川は学生を全く批判しないわけではな  
かった。解放された「学問の自由」の担い手には  
「平和を希求する学徒の任務」が用意され<sup>(53)</sup>、そ  
の観点から学生批判もなされていた<sup>(54)</sup>。学生運  
動や課外活動を抑制する「学生の本分」を批判し、  
「平和を希求する学徒の使命」を掲げていたので  
ある。

このように、末川は大学への進学機会を拡大させ、大学から学問を「解放」させようと主張している。それは、大学を「社会」に解放するものであり、教育の主張としてあらわれ、ひいては民主主義の担い手を育成する「訓練としての学生自治」にまで展開された。そのため「学生の本分」の範囲外とされる、課外活動、自治活動に理解が示されたのである。末川にとって、課外活動や学生自治とは「学生の本分」や「象牙の塔」の外に出ることを意味していた。

### 第3節 目的論的性格と教育基本法への懐疑

この教育の主張についていま少し展開してみよう。末川は、軍事に科学が用いられるとの観点から、科学が人類に恩恵をもたらす点を懐疑していた<sup>(55)</sup>。この点を危惧することから、科学の「主体性と実践性」について次のように展開させている。

人間のために、平和のために、人類愛のために戦う。そこに、思想や学問の自由を守るといふことの意味もある。科学をして人類のためのもたらしめねばならない。この指向のもとにおいて、科学に実践的な主体性を与えることを要する。従って科学に生きるといふことは、すなわち人間を愛するために戦うといふことでなければならないのであります<sup>(56)</sup>。

さらに、学問に「富国強兵の軍国主義・帝国主義」と対になる意味での「平和と民主」という「目的」が与えられた<sup>(57)</sup>。このように「平和のために戦う」ために、科学に「実践的な主体性」をもたらす主張をきわめて盛んに繰り返した<sup>(58)</sup>。また、末川は教育基本法の基本理念を高く評価し、「学問の自由」を守るために横の連帯を強調するところから日本学術会議の必要性を主張していた<sup>(59)</sup>。先の「平和を希求する学徒の使命」とは、こうした末川の目的論的性格と関連してあらわれていたといえる。

ただ、この「実践的な主体性」の強調とは、「教育の中立性」に相反する主張となりかねない。まず、末川はレッド・ページ以降、教員の政治活動を抑制する意味で「教育の中立性」が主張されることを「何らかの支配的地位」からする政治性として危険視している<sup>(60)</sup>。末川は「教育の中立性」の原則を伴う教育基本法と教育二法の問題に関連して、教員の多様性を保障する意味で「教育の中立性」を用意する考えを述べた。しかし、同時に末川はこのようにも述べている。

今日のように、世界が二つに割れたり、いろいろの考え方や見方があつたりする世の中に中立といふことはあり得ないといふこともできましよう。〈中略〉そういう意味においての中立といふものは、現実には存在しないと申すべきではありませんまいか<sup>(61)</sup>。

つまり、教育基本法の基本理念に賛同しつつも、その目的論的性格から「教育の中立性」の原則に限っては懐疑が導かれざるを得なかった。よって、末川は教育基本法第八条第二項を厳格に適用することを批判した<sup>(62)</sup>。末川は、「教育者が政治から遊離」したことで「多くの青年の貴い将来を奪った」とし、「再び学問や教育をあやまった政治の侍女たらしめ、教育の中立性を政府や官僚への忠誠心と混同せしめてはならない」としていたのである<sup>(63)</sup>。すなわち、「教育者」が特殊な存在として政治から遮断されることを批判したのである。これは、「文化人」や大学の特殊性に対する批判と関連して理解できよう。

本章のように、末川には滝川の「職責としての大学自治」と類似している点もあるが、教育への関心が高かった。戦前の大学批判の潮流に遭遇して、大学の必要性を教育に見出していたのであった。そして、戦後には教育基本法を根拠にし、教育をより強調し、学内ヒエラルキー及び「学生の本分」への批判としてあらわれ、学生運動などへの理解も生まれていた。そうして「訓練としての

学生自治」として具体化したのである。さらに、末川は学問に「目的」を与え、「政治的中立性」に自重することを良しとせず、この点では教育基本法の「教育の中立性」への懐疑すら生じていた。

### 第3章 末川民法学

#### 第1節 末川民法学と「社会」

では、前章の末川においてみられた「目的」を必要とする思考は、どのような内実でどのように形成されたものであろうか。本章では、末川の専門である民法学の特質をみることから、この問題を論じる。

末川は、権利侵害と権利濫用の議論から民法学を展開し始めている。端的に言えば、「権利」を認めつつ、同時に「権利」へ制限を加えるということ如何に論証するのか、という問題である。末川は、この問題を権利の社会性の観点<sup>(64)</sup>から説明をしようとしている。それは、「社会における生活」によって「権利」が論証され、「共同生活における秩序の意味」から制限も論証されるという「権利の相対性」による立論であった。「濫用」との規定は「公序良俗」や「社会観念」から判断されるとし、「具体的事例については結局吾々の日常生活における経験が判断の資料を供する」とされている<sup>(65)</sup>。こうした観点から、法律が社会的実態に適應しているか否か、あるいは適應させるにはどのようにすべきか、という点が末川の関心の焦点におかれる。

そのため、「法律秩序というようなものが、現実の生活から遊離して全く宙に浮いた観念的なものになってしまうのは、民衆がそれを無視するのもやむを得ないことである」<sup>(66)</sup>と、遵法精神の前に守りうる法律を求めるとを強調した。これは「法の実践性」の強調とも展開させられ、「実践を離れて法はなく、国民の道徳意識に背馳して法はあり得ない」と述べていた<sup>(67)</sup>。

このような「法律の実践性」を主張する観点と

は、「法律の政治化」を招き、「合目的性」を強調することになる。末川は、まず「合目的性が余りに強調されるならば、それはやがて法治思想全般に対する否定的な作用を招来」しうるとし、「その場合その場合における事実上の力の関係による政治的な解決に帰する危険性を十分に有つ」と、法が柔軟に運用される危険性を感じないわけではなかった。しかし、あくまで「法律の政治化」は「必然」であり、逃れようがないものと述べている<sup>(68)</sup>。なぜなら、「制度は固定化する」のに対し、「人間の実際の生活は流動する」と考えたからであった<sup>(69)</sup>。よって、刑法に関しては、法の安定性を重視する観点から杓子定規に法に向き合おうとする罪刑法定主義に対する懐疑が生じている<sup>(70)</sup>。

さらに、末川は経済格差を問題視することから、むしろそうした変化を必要とも考えていた。すなわち、「経済的弱者を全体の為に保護しなければならぬといふ要求が、政治的にまた経済的に生じて来た」とし、「法律を経済や政治から全く遊離したものとして取扱ふ態度はおのづから捨てられねばならぬ。即ちこゝで法律を政治や経済から切り離す観念的な溝渠の上には架橋されることにもなったわけである」<sup>(71)</sup>と述べている。必然性とともにも必要性も論じられたわけである。そして、「溝渠の架橋」というように、「法律」による「政治」や「経済」への介入とは、「法律」と「経済」「政治」との境界線を溶解せしめることを意味していた。

このように末川民法学では、「法の実践性」から「法の政治化」の必然性と必要性とが主張された。直接的には経済格差を縮小することがその理由であった。末川は、「社会」を発見し、そこに介入しようと考えていたのである。

#### 第2節 「普遍条項」の拡大と統制経済

この、「社会」への介入がもっとも端的にあらわれるのは、統制経済への評価である。末川は、



先にみたように「権利」を認めつつ、「権利」を制限する根拠を「権利の相対性」から論証していた。末川は、法が経済活動に干渉しない態度をとることをもはや「許さぬ」とし、「積極的に所有権をどしどし制限して行かねばならぬ」と述べている。ここにみられるのは、経済競争に対して後見的な態度をとることへの批判である。その批判的観点から所有権への制限を評価していた<sup>(72)</sup>。なお、末川は「私法の根幹たる私有財産制度の如きを基盤」としているとの認識を示していた。こうした認識を示すことは、統制下でも私的所有の絶対性を必要とする主張でもあった。しかし、裏を返せば、それが否定されていないと評価する限りは経済への介入そのものを容認する発言であったといえる<sup>(73)</sup>。

先に、末川は「権利の濫用」と規定するには「公序良俗」や「社会観念」から判断されるとしていた。末川は、戦前から「信義誠実の原則」「公序良俗」「安寧秩序」「正義」「公平」「善良の風俗」「已むことを得ざる事由」「著しく不正の競争」などの内容規定などに釘を刺しつつ<sup>(74)</sup>も、「普遍条項」が拡大することそのものは肯定していた。それは、「弾力的に富んだ普遍条項」が、「融通のきくにくい硬性の法規」より「便宜であり必要」と考えたからである<sup>(75)</sup>。このことから、法が複雑な「社会」に介入し、その「目的（国防目的など…筆者註）」を遂げるためには、融通の利く「普遍条項」を必要としたといえる。これは、法の目的論的性格を末川が評価したことによっている。また、末川は統制法令の「積極性」「指導性」「目的論的」性格を評価している。目的論的な法運用を是認するため、統制法規に対して一定の賛意を示すことになっていた<sup>(76)</sup>。

さて、末川は統制経済に対して、批判をなさないわけではなかった。ただ、末川の統制経済批判とは、法に政治性をもたらす点それ自体には向けられず、「目的」を「忘却」していないかどう

か<sup>(77)</sup>、あるいは「實際生活に即」しているのかどうか、周知されているのかどうか、「統制の目的に副ふ」ているのかどうか、という点などにおかれる<sup>(78)</sup>。すなわち、末川による統制経済への批判は、経済介入の効果、「社会」への適応性を検証するにとどまったのである<sup>(79)</sup>。

戦後の末川について本稿の関心から少しふれておこう。戦後に「権利」へ制限を与える根拠とされる「公共の福祉」の解釈を警戒することはある<sup>(80)</sup>が、あくまで「公共の福祉」を前提におき、個人主義から規定される法学の不干渉性を批判した<sup>(81)</sup>。つまり「権利の社会性」「権利の相対性」の観点は変わらない<sup>(82)</sup>。そして、法律を「社会全体のもの」と考える思考は「民衆の利益を守るためのもの」という思考を生み、福祉問題への主張になっていた<sup>(83)</sup>。こうした法にも積極的に「目的」を与える思考とは、戦前のそれと同じく法治国家や罪刑法定主義を懐疑するものとなってあらわれる<sup>(84)</sup>。つまり、法の実践性や柔軟性を求める主張なのである。そして、焦点を積極的に政治性の問題、「目的」の妥当性の問題、「普遍条項」の内容規定の問題などに還元していく思考を戦後の末川からみることが出来る<sup>(85)</sup>。なお、本節において示したこの末川の傾向については、室伏高信<sup>(86)</sup>とも近似するものであり、国土計画と大学の関係<sup>(87)</sup>や「人的資源」論<sup>(88)</sup>とも連関して考えるべきであろう。

以上のように、末川は戦前から経済格差を問題視し、経済への介入をなすために、「普遍条項」を必要とし、「美風良俗、国民思想、等々の言葉」によって「社会立法」が停滞することを憂慮していた。そして、「全体経済政策」をより好ましく機能させるために、「全体ということの意味が、更に高次の立場から吟味」することの必要性を述べたり<sup>(89)</sup>、「社会正義」を具現化させる主張をなしていた<sup>(90)</sup>。経済への介入をなすためにも、さらに現実に展開される経済政策を批判するためにも

「普遍条項」を必要としていたのである。目的論的性格を担保するものを欲したといえる。

これまで示したように、大学においては教育の主張が積極的になされ、民主主義の担い手を「社会」に向けて送り出す役割を大学に見出していた。それが「訓練としての学生自治」であった。そして、その目的論的性格とは、末川が民法学において「社会」を発見し介入することを構想したことに起因していたのである。次章では、末川の社会思想を瀧川のそれと対比させることから整理して示したい。

## 第4章 峻別性への批判

### 第1節 「司法の独立」と権威性

先に「司法の政治性」の主張についてふれたが、「司法の政治的性格は司法に内在する」<sup>(91)</sup>と考えることは、司法の「政治的中立性」、ひいては「司法権の独立」などに肉薄せざるをえなくなっていたといわねばならない。司法による「社会」への介入とは、司法の外縁を溶解、もしくは広げさせることである。それは、先の「政治」「経済」との「溝渠」を架橋しようとの主張にあらわれている。そして、「司法の独立」を保つ要件ともなる権威性は、実践性の観点からは批判される。例えば、末川は難解な文章が多いことが問題と考え、司法における表現の口語化を主張していた<sup>(92)</sup>。また、遵法精神の前に守りうる法律を求めることを強調したことは先に述べたが、法であることによって自ずから尊厳が認められるのではなく、そのためには「現実の日常生活」に適し、「司法が適正にしかも簡易迅速」になされること、「民衆の生活から遊離せぬように」実践性を保持するという条件が付されているのである<sup>(93)</sup>。これをもって、司法の権威性への批判が生じていたとみることができる。

### 第2節 「部分社会」の峻別性

司法が「社会」から峻別されることに対する批判が生じたのは、末川の目的論的性格の強調のためであった。言い換えれば、「部分社会」の峻別性への批判である。これは他にも、家についての議論にあらわれている。末川は、家族制度の機能について、その機能がすでに失なわれつつあると評価する。すなわち、「経済的機能」は、「資本主義」が「家を単位にやっていたような自給自足の経済をぶちこわしてしまう分業」を成立させ、その機能を失ったとする。「防衛機能」は、「国家秩序が確立して警察ができ、裁判制度がととのうて、そういう組織によって人々の身体や財産は防衛してくれる」と評価した。「秩序維持の機能」も「国家の機関にまかせておけばよい」とした。「宗教的機能」は「信教の自由」と「バラバラに住むことが多く」なったため、「消え去ったのにひとしい」とした。「教育的機能」は「教育が一般に国家的社会的の仕事」となり「学校教育とか社会的教育とかいうものの方が、大きな幅をとるようになった」と考えた。「社会道義的機能」については、「すでに今日のように、個人がそれぞれ独立して活動することになり、人と人とが接触交渉する社会生活の場面があらゆる方面で大きくなって来ると、ちっぽけな家を中心として家族だけの立場を考えるような道徳は、多くの場合にかえって邪魔になるといえる（傍線は筆者）」と述べた<sup>(94)</sup>。

特に、本稿の観点からは「教育的機能」と「社会道義的機能」についての論及が注目される。家は、個人と「社会」の接触を妨げるものと考えられた。「国家」及び「社会」に秩序と教育の役割が委ねられ、個人に直接関与するために家が「邪魔」と評価されるのである<sup>(95)</sup>。また、「人たるに値する生活を保障するためには、従来の封建的な拘束から労働力を解放することを要する」と述べている<sup>(96)</sup>ように、労働法の関連からも中間団体たる企業が問題視された思考がうかがえる。

これに、大学における学内ヒエラルキーへの批判を考え合わせれば、一連の末川の主張を多元的国家論の溶解の主張とみることができる。末川は、中間団体内のヒエラルキーを批判的に論じ、個人の尊厳を重視する観点から民主主義の担い手として着目しようとする。中間団体のしがらみから「解放」した個人に対して直接に教育を通して関与しやすくなる。労働組合や学生自治会などに対しては期待が寄せられたが、あくまで分裂せず連帯し、個人の尊厳を守り得る可能性に向けて期待したのである。言い換えれば、「平和のための戦い」をなすべく、個人へ直接介入を可能とするのが末川の国民教育であったといえる。

### 第3節 「社会地盤」論と「職責としての大学自治」

この末川とコントラストを描いた滝川は「社会」を発見しなかったのか。いや、そうではない。滝川の「職責としての大学自治」とは、多元的国家論<sup>(97)</sup>や社会分業論から演繹されていた。「社会」の発見が、権力機構としての「国家」を相対化させ、「社会」内に特殊の役割を担う団体を用意した。しかし、その団体は特殊であるために、外部と峻別され、制限も生じ、排他的にもなり、ヒエラルキーも措定される。峻別とは多元的であることの所産でもある。

滝川は「社会地盤」論を展開し、司法の社会性に言及していた。先にみた「悪法」の認識や犯罪の原因を「社会」における「貧富の懸隔」などに求める<sup>(98)</sup>など、末川と重なる面も看取できる。いわば、滝川とは、発見しながらも介入しようとしなかった人物だったと考えられよう。滝川は、罪刑法定主義を堅持し、「普遍条項」を法解釈に積極的に活用することを末川に比して好まなかった。それは、あるいは彼が無神論者をあえて標榜した<sup>(99)</sup>こととも関連するかもしれない。「職責」を通して、役割の自覚と義務の遵守を執拗に求める過程についてはすでに述べた<sup>(100)</sup>。そして、司

法の権威や大学の権威を主張し続けた。滝川は、末川に比べて時評的発言が極端に少ないが、そうなったのは滝川が自らの当為とする研究中心の大学教員の役割からする態度のためであろう。滝川は、その大学自治論からあえてアカデミズムに閉じこもるのであった。

滝川の「理性」とは、牧野英一の教育刑主義への批判を経過しつつ、「通常人」ならアプリアリに持つべき、持っていなければおかしいとされる「理性」と考えられる<sup>(101)</sup>。滝川は、教育的配慮をあえてとらず、教育や啓蒙活動を通じて「理性」の生成を待つ態度を持ちにくかった。先に見たように、末川は学生自治を民主主義の「訓練」と位置づけていたが、こうした滝川にその思考は生じがたい。滝川が大学において教授すべきとしていたのは、広く国民がもつべき素養というよりも、あくまで「指導者」を育てることを主眼としていた<sup>(102)</sup>。末川をみることを通じて滝川をみれば、滝川とは「社会」を発見しながら、介入しようとしなかった人物と考えられる。

しかし、「社会」を発見することは、末川のような「社会」への介入（「訓練としての学生自治」など）の主張をも誘引した。結局は、「社会」に介入するために、その排他性や峻別性（大学の「社会」に対する権威性）が批判される。つまりは、「職責としての大学自治」とは、「社会」の発見に依ったがために、「社会」との関係性が問題になり、その排他性や峻別性への批判をも生み出す。「職責としての大学自治」とは、それ自身を解体させる要因を当初から内包するものであったと考えられる。

### おわりに

大学を教育の機関と考える思考が強ければ強い程、広範な学生を欲し、量的拡大も強く期待されざるを得ない。この点をもて大学の間団体としての峻別性は批判される。もちろん、職業教育

や卒業生の社会上昇を主目的とする大学の役割は決して末川の本意ではなかった。その類を末川は批判していた。しかし、学歴主義の思考から社会上昇のツールとして期待される大学観と、広範な教育を構想する末川の高等教育論とは、量的拡大が求められるという点において共通点がある。大学の峻別性を希薄化させる点において、末川のそれと学歴主義からするそれとが、親和性をもつベクトルであったといえよう。末川からは大学と「社会」が結びつくことそれ自体への懐疑は見出しがたい<sup>(103)</sup>。

本稿では、独立性と権威性及び閉鎖性の問題は、大学と司法とのそれぞれの局面にあらわれており、相互に連動していたことを示した。荒神橋事件における滝川と末川の応酬に「杓子定規」が争点になったこともそのことをあらわしている。

1950年代における教授会を中心とする大学自治論と学生を含めた大学自治論の対立構図が生じる事態とは、言い換えれば「職責としての大学自治」に裏付けされた大学の外縁が溶解してくる中での、段階的な現象といえよう。まず、「社会」の観点から「大学の顛落」など大学批判がなされた。そして、この大学批判に対する末川も「社会」の観点から、大学の必要性を教育に求めるに至った。戦後には憲法や教育基本法、悔恨などに裏付けられ幾度も主張されたことについてはもはや説明は不要であろう。末川は、「目的」の観点から学生に寛容さを示しつつ、大学による「社会」への介入として教育の主張をなした。それが、大学自治論においては「訓練としての学生自治」の主張となったのである。冒頭に挙げた大学擁護と大学批判に関連させれば、末川における「訓練としての学生自治」とは、大学批判への反批判として生まれた大学自治論であったといえる。大学擁護と大学批判の関係性とその条件の考察をさらに進めるためには、この「職責としての大学自治」の動態を見通すことが必要不可欠な論点になってくると

思われる。

### [註]

- (1) 以下などで指摘される。伊藤彰浩「高等教育史研究の回顧と展望」『大学論集』22、1992年。喜多村和之「高等教育の現在・過去・未来」『高等教育研究 第1集』、1998年、41～42頁。市川昭午「高等教育の理論を求めて―天野・喜多村両氏に学ぶ―」『高等教育研究紀要』19、2004年。羽田貴史・大塚豊・安原義仁「大学史・高等教育史研究の10年」『高等教育研究 第10集』、2007年、39頁。
- (2) 竹内洋『大学という病 東大紛擾と教授群像』中央公論新社、2001年、255～276頁。
- (3) 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育 戦後日本の教育改革第九巻』東京大学出版会、1969年、39頁。
- (4) 田中智子「京都（帝国）大学同学会と戦後の学生運動 1945－49年の再編過程を追って」『日本の教育史学』49、2006年。河西秀哉「敗戦後における学生運動と京大天皇事件 「自治」と「理性」というキーワードから」『京都大学大学文書館研究紀要』5、2007年、33頁。
- (5) 拙稿「「職責としての大学自治」論―滝川幸辰を中心として―」『日本史研究』541、2007年。滝川の大学自治論の特質について次の三点をあげる。第一は、特殊の職能団体とすることによる自己制限である。これは、学生運動を抑制する「学生の本分」や大学の「政治的中立性」としてあらわれる。第二に、選抜された少数者による研究機関という特殊性からもたらされる排他性がある。第三に、大学教員と学生間などにあらわれる学内ヒエラルキーである。
- (6) 「末川先生を悼む」『ジュリスト』635、1977年。乾昭三「末川博先生の民法学」『法学セミナー』21(6)、1977年。「特集 末川博博士の学問と業績」『法律時報』49(6)、1977年。西村信雄「末川博先生と立命館学園」『立命館法学』133・134・135・136、1977年。甲斐道太郎「末川博先生の民法学」『立命館法学』133・134・135・136合併号、1977年。浅井清信「末川先生と民主主義運動」

- 『労働法律旬報』925、1977年。沼田稲次郎「末川先生の労働法思想」『労働法律旬報』925、1977年。片岡昇「末川先生と労働法学」『労働法律旬報』925、1977年。「末川先生を偲ぶ—ありし日の思い出」『労働法律旬報』925、1977年。浅井清信「末川先生と民主主義法学」『法の科学』6、1978年。末川博先生追悼文集編集委員会『追想 末川博』有斐閣、1979年。乾昭三「法の正義を追求した民主主義者」『法学セミナー』24（3）、1980年。兼清正徳『末川博・学問と人生』雄渾社、1997年。
- (7) 伊藤孝夫『瀧川幸辰 汝の道を歩め』ミネルヴァ書房、2003年、第5章など。
- (8) 「座談会 校友が語る一九五〇年前後の学生運動と立命館」『立命館百年史紀要』6、1998年、147頁。立命館百年史編纂委員会『立命館百年史通史二』、2006年、196～210頁。
- (9) 前述した追想文の多さ、その存在自体もそうであるが、端的には次のような評価がある。「およそ民主・平和の名のつく運動の先覚者として先生は、欠くことのできない存在であった。〈中略〉先生は自らはデモに参加せず、あるいはピラをまかなくても、声明の代表者に、あるいは民主団体の代表者に、先生の名があげられていること自体によって、諸民主運動が強力に指導され、推進されたのである」（浅井「末川先生と民主主義運動」4頁）。「簡素な生活」をモットーとする「カリスマ的威信を有った庶民、先生はそういう方でした」（細野「末川先生を偲ぶ カリスマ的威信を有った庶民」、27頁）。
- (10) 例えば、以下のものがある。京都大学百年史編集委員会『京都大学百年史 総説編』、1998年、593頁。伊藤『瀧川幸辰』、273～278頁。伊藤昇「記録 立命館大学新世紀平和企画「二一世紀における共生の可能性を求めて—大学の挑戦—」—京大事件七〇年、学徒出陣六〇年、「わだつみ像」建立五〇年記念—」『立命館百年史紀要』12、2004年。『立命館百年史 通史二』、953～955頁。
- (11) 末川博「大学と警察と学生」『中央公論』69（1）、1954年、66頁。
- (12) 末川「大学と警察と学生」、67～68頁。
- (13) 末川「大学と警察と学生」、72頁。
- (14) 滝川幸辰「日本の民主主義のために」『世界』97、1954年、136～137頁。
- (15) 滝川「日本の民主主義のために」、137頁。
- (16) 末川博「誤解をさけるために」『世界』98、1954年。
- (17) 伊藤『瀧川幸辰』、282～285頁。
- (18) 末川博「ダンス・合唱・スポーツ」『毎日新聞』、1955・5・30（『末川博随想全集 第7巻』栗田出版、1972年、174頁）。
- (19) 伊藤『瀧川幸辰』、287～297頁。
- (20) 末川博「政治のゆがみを正すもの」歴史教育に関する全国的な会合での講演、1955・8・6（『末川博随想全集 全集2』栗田出版、1971年、275頁）。
- (21) 瀧川春雄編『ある生涯 瀧川幸辰一文と人—』世界思想社、1965年など。
- (22) 末川博「大学制度改革の根本義」、1937・11・8（『歴史の側面から』中央公論社、1942年、224頁）。
- (23) 同前（229頁）。
- (24) 同前（229頁）。
- (25) 末川博「学生と時局」、1938年（『歴史の側面から』、243頁）。
- (26) 末川博「科学への用意」、1940年（『歴史の側面から』、24頁）。
- (27) 同前（30頁）。
- (28) 同前（28頁）。
- (29) 末川博「共同生活における婦人の教養」、1940年（『歴史の側面から』、279頁）。
- (30) 末川博「義務教育延長」『文芸春秋』、1936年（『末川博随想全集 第6巻』栗田出版会、1971年、81～82頁。）
- (31) 末川「大学制度改革の根本義」（229～230頁）。
- (32) 末川「学生と時局」（244頁）。末川博「社会科学の新学徒へ」『大阪毎日新聞』、1937・4・10（『全集6』、90頁）も同様である。
- (33) 森戸辰男「大学の顛落」『改造』、1929年。
- (34) 例えば、竹内『大学という病』、91～95頁。
- (35) 末川博「肯定者としての学生群」『帝国大学新聞』、1935・12・16（『全集6』、72～73頁）。末

- 川博「菓立つ学徒へ」『大阪毎日新聞』、1936・3・19（『全集6』、76頁）も同様。
- (36) 末川「義務教育延長」(82頁)。
- (37) 末川「大学制度改革の根本義」(225～226頁)。
- (38) 末川「大学制度改革の根本義」(231頁)。
- (39) 末川「科学への用意」(25頁)。また、末川「大学制度改革の根本義」(225頁)では、「高等学校や専門学校はこれを廃して大学となし、そこで専ら職業教育を施し、別に専門研究機関たる大学院を設ければよい」という改革案を評価している。
- (40) 末川博「自由の進展」、1948年（『全集2』、57～58頁）。
- (41) 末川博「アルバイト・就職について」『学生への手紙』、1955年（『全集7』、179頁）。
- (42) 末川博「文化人の反省 われわれは弱いか？」『平和』、1954年（『全集2』、249～250頁）。
- (43) 「日本が軍国たることをやめて真に平和な文化国家となろうとするならば、大学がいくらあっても、多すぎるといえることはないはずである」末川博「新制大学論」、1953年（『全集6』、239頁）。なお滝川は、憲法23条を広く国民を対象とする「学問の自由」というより、「大学の自由」、大学の「事物的特権」として解釈しようとしている（滝川幸辰「大学の自由と政治的行動」1950・4・24 京大入学式告辞（瀧川春雄『ある生涯 瀧川幸辰一文と人』世界思想社、1965年、22～23頁））。
- (44) 『立命館百年史 通史二』、1022頁。
- (45) 末川博「基本的人権と民法」『季刊法律学』、1947年（『末川博随想全集 第3巻』栗田出版会、1972年、256～257頁）。
- (46) 末川博「為政者に警告する 教育者の立場から」『改造』、1954年（『全集2』、218～223頁）。
- (47) 例えば次のものがある。末川博「新しい愛国心」『カリキュラム』、1952年（『全集2』、111頁）。「これからの愛国心は、新しい憲法の民主的な理念に徹して、国民を本位として平和な文化国家を作りあげるために、日本を愛することを内容としなければならないのである」。
- 末川博「愛国心とファッションへの道 映画「砂川」を見て」『大学評論』、1957年（『全集2』、307頁）。「国というものが国民によって構成されているものであり、国民が生きるためのものであるという意識を高める必要がある」。
- (48) 末川博「道徳教育とシツケ」『読売新聞』、1957・1・15（『末川博随想全集 第8巻』栗田出版会、1972年、219頁）。「愛国心を養うというのは、一旦緩急あれば義勇公に奉じて死ぬる忠勇な臣民をつくるというようなことではなくて、国民自身のものである国家を意識せしめてその国家が住みよい平和な国家になるように努力することが愛国だと考えるのでなければならない」。
- (49) 末川「民主主義と学園生活」1946・2・28（『全集7』、106頁）。
- (50) 末川博「このごろの学生」『毎日新聞』、1953・5・7（『全集6』、233～234頁）。また、末川博「教育の混迷と教育者の反省」『改造』、1952年（『全集6』、369～370頁）も同様である。
- (51) 末川「アルバイト・就職について」(187～188頁)。これと同様の主張として、末川博「学友会の新発足に当って」『立命館大学新聞』、1945・12・29。末川博「自主性の確立こそ必務 現実の訓練に堪えて前進せよ」『立命館学園新聞』、1955・4・11などがある。
- (52) 末川「教育の混迷と教育者の反省」(364頁)。
- (53) 末川博「選挙の結果と世界史の方向」『わだつみのこえ』、1953・5・9（『全集2』、185頁）。
- (54) 末川の学生批判はごくわずかであるが、その一つは「立身出世主義」で、社会上昇のツールの観点から大学を選択することを批判していた（末川博「戦後型の学生生活」、1950年（『全集6』、228～229頁）。いま一つは、「衆愚」（末川博「大学の本质」『知性』、1955年（『全集6』、267頁）。末川博「民主政治の危機 多数決原理の破局」『東京新聞』、1956・5・17（『全集2』、291頁）。末川博「私の人造り 自信と誇りをもった世界的日本人を」『毎日新聞』、1963・5・28（『全集8』、283～284頁）など）である。この他、本稿の対象とする時期から大きく離れるが、わだつみ像の破壊について学生批判をなし、学生の暴力性や付

- 和雷同性に言及している。
- さらに、大学教授のストライキを批判するような「世論」をも批判していた(末川博「大学の自治 俗論に抗する勇気を」、1951年(『全集7』、140～141頁)。
- (55) 戦後にこうした議論は数多くあるが、末川博「科学と人間」羽仁五郎編『学問・思想の自由のために』北隆館、1950年、109～112頁には原子力の問題から科学への懐疑が示されている。戦前に軍事の観点から科学を懐疑するのは、わずかではあるが末川「科学への用意」(15～18頁)にもみられる。
- (56) 末川「科学と人間」(139頁)。
- (57) 末川博「憲法改正に反対して教育を守ろう」『法律時報』、1956年(『全集3』、98頁)。
- (58) 例えば以下のものがある。末川博「新入学の諸君へ 若い世代への期待」『出版ダイジェスト』、1956年(『全集7』、213～214頁)。末川博「イカサの悲劇」『子供に聞かせたいとおきの話』、1957年(『全集7』、226頁)。時代が下るが、末川博「日本人はだまされやすい 学問の実践は闘争」、1966年(『全集2』、406頁)においては、「学問の理念は真理の探究である。一応そういいいい。そして学問の目的は平和である。だが、学問の実践は闘争である」とも述べている。
- (59) 末川博「学問の自由をまもるには」(『大学を守ろう』三一書房、1950年、3～12頁)。
- (60) 末川博「学生と教育と科学 今日秋日漫語」、1953年(『全集6』、379頁)。
- (61) 末川博「為政者へ警告する 教育者の立場から」『改造』、1954年(『全集2』、227～228頁)。
- (62) 同前(233頁)。「私の考えでは、教育基本法の第八条第二項で「学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めているだけで十分であって、しかも、こういうことを監督したり是正したりするためには、教育委員会もあり、またそのほかの教育行政機関もあることでありますから、それで足りると思います」。
- (63) 末川「学生と教育と科学」(381頁)。
- (64) 甲斐「末川博先生の民法学」、396頁など。
- (65) 末川博「権利濫用概説」『法律時報』5(7)、1933年(末川博『権利濫用の研究』岩波書店、1949年、10～11頁)。末川博「民法第九十條に就て」『法学論叢』7(5)、1922年、26～27頁でも「濫用」の規定を「公序良俗の大原則」に求めている。
- (66) 末川博「調査・法治・吏道」『文藝春秋』、1936年(『末川博随想全集 第4巻』粟田出版、1972年、344～345頁)。
- (67) 末川博「法令の氾濫と法の威信」『日本評論』、1940年(『全集4』、390頁)。
- (68) 末川博「司法制度刷新一面観」『中央公論』、1934年(『全集4』、287頁)。
- (69) 末川博「裁判のゆくえ」『日本評論』、1935年(『全集4』、292頁)。
- (70) 末川博「統制法規違反行為の効力に関する一疑惑」『民商法雑誌』14(6)、1941年(末川博『民法及び統制法の諸問題』岩波書店、1942年、196頁)。
- (71) 末川博「経済法の拠点」『知性』、1939年(末川博『経済統制と人事調停』河出書房、1939年、69～71頁)。
- (72) 以下のものがある。末川博「所有権の柔軟性」、1938年(『歴史の側面から』、134頁)。末川博「立法目的の明示と普遍条項の拡大 最近の立法における特異性」『経済学雑誌』8(3)、1941年(96～98頁)。また、戦後にも「個人主義的」観点から権利をみることを問題視して民法学を形成したと回顧している(刈谷信義、乾昭三、木村静子編『法律学と私』日本評論社、1967年、162～163頁)。
- (73) 末川博「統制法の強化と私法への関心」『法律時報』、1941年(『全集4』、415頁)。
- 同様のものに以下のものがある。末川博「権利絶対性への或る反撃 権利濫用の禁止」『中央公論』、1933年(『全集4』、246頁)。末川「所有権の柔軟性」(268～269頁)。末川博「統制と調停」『文藝春秋』、1939年(末川『経済統制と人事調停』、4頁)。末川「統制法の強化と私法への関心」(409頁)。

- (74) 末川博「時代の動きと司法」、1938年（『全集4』、314頁）。
- (75) 末川「立法目的の明示と普遍条項の拡大」（106～108頁）。
- (76) 末川「統制法規違反行為の効力に関する一疑惑」（196頁）。
- (77) 末川博「統制と法律と道徳」、1941年（『歴史の側面から』、49～50頁）。
- (78) 同前（54頁）。
- (79) 例えば次のものがある。末川「法令の氾濫と法の威信」（66～69頁）。末川「統制法規違反行為の効力に関する一疑惑」（205頁）。
- (80) 末川博「法の実践における人間性」、1962年（『末川博随想全集 第5巻』栗田出版会、1972年、250～251頁）など。
- (81) 末川博「民法の改正をつらぬく二つの理念」『季刊法律学』4、1948年（『権利濫用の研究』、278～279頁）。
- (82) 例えば、末川博「権利の濫用に関する新しい規定」『民商法雑誌』23（2）、1948年（『権利濫用の研究』、31頁）がある。
- (83) 末川博「庭からひろばへ」『法律のひろば』、1949年（『全集8』、167頁）。
- (84) 末川博「近代法の性格」『別冊 法律時報』、1957年（『全集5』、297～298頁）。
- (85) 末川博「政治の動きと法」『法学セミナー』、1959年10月（『全集5』、353～354頁）など。
- (86) 住友陽文「国民主権のひとつの起源 — 憲法研究会の室伏高信に即して—」『日本史の方法』4、2006年。
- (87) 羽田貴史『戦後大学改革』玉川大学出版部、1999年。
- (88) 伊藤彰浩『戦間期日本の高等教育』玉川大学出版部、1999年。
- (89) 末川博「社会立法の新動向」『改造』、1936年（『全集4』、371頁）。
- (90) 末川博「社会正義と社会立法」、1937年（『全集4』、479頁）。
- (91) 末川博「司法の政治性について」、1937年（『歴史の側面から』、144頁）。
- (92) 末川博「口語体の有り難さ」、1939年（『歴史の側面から』、174頁）。「法令や判決などの口語化は、すべての制度が実情に適応して運営されねばならぬ今日においては、もはや議論の時代ではなくて、即時に実行さるべき時代であると思ふ」。
- (93) 末川博「遵法週間」、1937年（『全集4』、514頁）。
- (94) 末川博他『うつりゆく家—民法の改正と家族制度—』高桐書院、1947年、24～30頁。
- (95) 同前4頁も同様。
- (96) 末川博「労働基準法のねらう人間の生活」『法律文化』、1947年（『全集3』、414頁）。
- (97) 有馬学氏は多元的国家論は「社会」の発見に依ると述べている（有馬学『日本の近代4』「国際化」の中の帝国日本 1905～1924』中央公論新社、1999年、281～288頁。同321頁）。
- (98) 滝川幸辰「日本刑法の系譜」『刑法学周辺』玄林書房、1949年（『瀧川幸辰刑法著作集 第5巻』世界思想社、1981年、28頁）。瀧川幸辰『刑法読本』大畑書店、1932年（世界思想社編『瀧川事件記録と資料』、2001年、313頁）。なお、滝川の「社会地盤」論については内藤謙「瀧川幸辰の刑法理論」（『刑法理論史の総合的研究』日本評論社、1994年、565～573頁）がある。
- (99) 南原繁「日本学士院と瀧川幸辰君」（瀧川春雄編『ある生涯 瀧川幸辰—文と人—』世界思想社、1965年、318頁）。林良材「人間瀧川を語る」（『ある生涯』、339頁）。「新聞記者の見た瀧川さん（座談会）」（『ある生涯』、427頁）。
- (100) 前掲拙稿、39～40頁。
- (101) 前掲拙稿、38頁。
- (102) 滝川幸辰「責任と義務」京大卒業式告辞、1950・3・25（『ある生涯』、9頁）。滝川幸辰「さらに勇氣ある人に」京大卒業式告辞、1955・3・24（『ある生涯』、42頁）など。
- (103) 本稿の対象とする時期から下るが、1967年に立命館大学では「同和教育」問題が生じており、「大学と社会との関係を積極的にとらえようとする姿勢が、他面では平和と民主主義を掲げる社会団体



に対する無条件的信頼の姿勢となり、とりわけ大学と運動体との関係については整理すべき問題を残していた」と指摘されている（『立命館百年史通史二』、886頁）。